神戸女子短期大学教授会規程

（目的）

第１条　この規程は、神戸女子短期大学（以下「本学」という。）教授会の運営に関し必要な事項を定める。

（構成）

第２条　教授会は、短期大学部長、教授、准教授、助教及び講師をもって組織する。

ただし、次の各号に該当する教授会にあっては、学長が陪席するものとする。

(1) 年度当初に開催される教授会

(2) 前期末に開催される教授会

(3) 年度末に開催される教授会

２　前項の規定にかかわらず、教授会又は短期大学部長が必要と認めたときは、職員の出席を求めることができる。

（定足数）

第３条　教授会の定足数は、構成員の２分の１とする。

（教授会の招集）

第４条　教授会は、原則として月１回及び短期大学部長が必要と認めたとき、又は教授会の構成員の３分の１以上の者から請求があったときにこれを招集する。

（議長）

第５条　教授会の議長は、短期大学部長がこれに当たり、短期大学部長に支障のあるときは、あらかじめ短期大学部長が指名した教授が議長になる。

（審議事項）

第６条　教授会は、学長が学則第 39 条第 1 項の各号に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

２　教授会は、学則第 39 条第 2 項の各号に掲げる事項について審議し、及び学長の求めに応じ意見を述べることができる。

（議決）

第７条　議事は、出席者の過半数によって議決する。

２　前項にかかわらず、学長が意見の聴取方法を指定した議事については、学長の指定した方法に沿って意見を述べるものとする。

（議事）

第８条　会議の議事は公開しない。会議の議事については、議事録を作成する。

（事務）

第９条　教授会に関する事務は、総務課（大学庶務担当）が行う。

（規程の改廃）

第 10 条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

この規程は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 20 年 12 月 9 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。（事務組織名称の変更）